

議案第51号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の
制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。」を加える。

第6条中「図書館資料」の次に「（電磁的記録であってインターネットの利用により貸出しが可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を除く。）」を、「かつ、」の次に「第8条第1項の規定による」を加え、同条に次の1項を加える。

2 電子書籍の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人、在勤する者又は在学する者で、次条に規定する登録をし、かつ、第8条第1項の規定による貸出カードの交付を受けたものとする。

第9条ただし書中「受けようと」の次に「するもの及び電子書籍の貸出しを受けようと」に改める。

第10条の表中

「

| 数 量 | |
|----------|-----------|
| 図 書 資 料 | 視 聴 覚 資 料 |
| 合計で10点以内 | 合計で3点以内 |
| | |
| | |
| 500点以内 | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

」

を

「

| 数 量 | | |
|------------------|----------|----------|
| 図書資料 | 視聴覚資料 | 電子書籍 |
| 合計で 10点 以内 | 3点以 内 | 3点以 内 |
| | | |
| | | |
| 500 点以内 | | |

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月21日から施行する。

制 定 理 由

電子書籍の収集等を川崎市立図書館の事業とし、その館外貸出しを実施するため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○川崎市立図書館規則 平成2年教育委員会規則第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。</u>以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。</p> <p>(2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。</p> <p>(3) 配本所及び自動車文庫を運営すること。</p> <p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>(5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</p> <p>(6) 学校図書館、他図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。</p> <p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料（<u>電磁的記録であってインターネットの利用により貸出しが可能であるもの（以下「電子書籍」という。）を除く。</u>）の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団体で図書館長が適当と認めるものをいう。）で、次条に規定する登録をし、かつ、<u>第8条第1項の規定による貸出カードの交付を受けたものとする。</u></p> | <p>○川崎市立図書館規則 平成2年教育委員会規則第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。</p> <p>(2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。</p> <p>(3) 配本所及び自動車文庫を運営すること。</p> <p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>(5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</p> <p>(6) 学校図書館、他図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。</p> <p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる者は、個人又は団体（代表者が市内に住所を有する団体で図書館長が適当と認めるものをいう。）で、次条に規定する登録をし、かつ、貸出カードの交付を受けたものとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>2 電子書籍の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人、<u>在勤する者又は在学する者で、次条に規定する登録をし、かつ、第8条第1項の規定による貸出カードの交付を受けたものとする。</u></p> <p>(登録)</p> <p>第7条 個人又は団体が貸出カードの交付を受けようとする場合は、貸出カード申込書又は川崎市図書館システム上の画面により登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 登録の申込みをしようとする者は、個人にあつては氏名及び住所を、団体にあつては当該団体の代表者の住所を証する書類を提示しなければならない。</p> <p>3 図書館長は、登録の申込みがあつたときは、前項の規定に基づき提示された書類により必要事項を確認のうえ登録するものとする。</p> <p>4 登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を図書館長に申し出なければならない。</p> <p>5 登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>(貸出カード)</p> <p>第8条 図書館長は、前条の登録を行った者に対し貸出カードを交付するものとする。</p> <p>2 貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 貸出カードの交付を受けた者が、当該貸出カードを破損又は紛失したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出を行った者で、貸出カードの再交付を受けようとする者は、その旨を図書館長に申し出なければならない。</p> <p>(貸出カードの提示)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しな</p> | <p>(登録)</p> <p>第7条 個人又は団体が貸出カードの交付を受けようとする場合は、貸出カード申込書又は川崎市図書館システム上の画面により登録の申込みをしなければならない。</p> <p>2 登録の申込みをしようとする者は、個人にあつては氏名及び住所を、団体にあつては当該団体の代表者の住所を証する書類を提示しなければならない。</p> <p>3 図書館長は、登録の申込みがあつたときは、前項の規定に基づき提示された書類により必要事項を確認のうえ登録するものとする。</p> <p>4 登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を図書館長に申し出なければならない。</p> <p>5 登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>(貸出カード)</p> <p>第8条 図書館長は、前条の登録を行った者に対し貸出カードを交付するものとする。</p> <p>2 貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 貸出カードの交付を受けた者が、当該貸出カードを破損又は紛失したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出を行った者で、貸出カードの再交付を受けようとする者は、その旨を図書館長に申し出なければならない。</p> <p>(貸出カードの提示)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しな</p> |

改正後

なければならない。ただし、教育長が別に定める者で宅配による貸出しを受けようとするもの及び電子書籍の貸出しを受けようとする者は、この限りでない。

(貸出区分等)

第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

| 貸出区分 | | 数量 | | | 期間 |
|-------|----------|----------|-------|------|-----------------|
| | | 図書資料 | 視聴覚資料 | 電子書籍 | |
| 個人貸出し | 図書館貸出し | 合計で10点以内 | 3点以内 | 3点以内 | 貸出日から15日以内 |
| | 自動車文庫貸出し | | | | 2週間以後の最初の巡回日まで |
| | 宅配による貸出し | | | | 15日以内(宅配期間を除く。) |
| 団体貸出し | | 500点以内 | | | 貸出日から100日以内 |

改正前

なければならない。ただし、教育長が別に定める者で宅配による貸出しを受けようとする者は、この限りでない。

(貸出区分等)

第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

| 貸出区分 | | 数量 | | 期間 |
|-------|----------|----------|---------|-----------------|
| | | 図書資料 | 視聴覚資料 | |
| 個人貸出し | 図書館貸出し | 合計で10点以内 | 合計で3点以内 | 貸出日から15日以内 |
| | 自動車文庫貸出し | | | 2週間以後の最初の巡回日まで |
| | 宅配による貸出し | | | 15日以内(宅配期間を除く。) |
| 団体貸出し | | 500点以内 | | 貸出日から100日以内 |